

(注)名古屋地方裁判所平成19年(ワ)第1995号事件の判決のうち、「事実及び理由」の第2の2の前提事実及び同3の争点の部分を抜粋したものです。

第2 事案の概要

2 前提事実(争いのない事実)

(1) 以下の内容の交通事故(以下「本件事故」という。)が発生した。

ア 発生日時 平成17年9月25日午前6時33分ころ

イ 発生場所 岐阜県中津川市c d番地のe先道路上

ウ 関係車両1(以下「被告車両」という。)

車 種 大型貨物自動車

車両番号 岐阜 f

運転者 被告C

所有者 被告会社

エ 関係車両 2 (以下「原告車両」という。)

車 種 普通乗用自動車

車両番号 名古屋 g

運転者 原告 B

同乗者 H

オ 事故態様

被告車両が、赤色信号表示に従い停車中の原告車両に追突し、これによって原告車両をさらにその前方で信号待ちのため停車中であった E 運転の普通乗用自動車(車両番号：滋賀 h)に追突させ、原告 B に頸部挫傷、両股関節挫傷、頭部外傷、左恥骨骨折の傷害を負わせ、H に頸部・腰部挫傷、右肋骨挫傷、頭部外傷の傷害を負わせ、さらに、原告車両に乗っていた原告ら共有の大型犬(ラブラドルレトリバー種。呼び名：F。平成9年2月1日生まれ。以下「F」という。)に第2腰椎圧迫骨折に伴う後肢麻痺の傷害を負わせた。

(2) 責任原因

ア 被告 C の責任

被告 C は、車両を運転するに際し、前方車両の動きを注視し、前方車両に追突しないように運転すべき注意義務を怠り、被告車両を漫然と運転して、赤色信号表示に従い停車中の原告車両に被告車両を追突させた過失があるから、民法709条に基づき、本件事故により原告らに生じた損害を賠償すべき義務がある。

イ 被告会社の責任

被告会社は被告 C の使用者であり、かつ本件事故は被告 C が被告会社の業務のために被告車両を運転中に惹起したものであるから、被告会社は、民法715条に基づき、本件事故により原告らに生じた損害を賠償すべき義務がある。

3 争点 - F の受傷による原告らの損害

(原告らの主張)

(1) 原告らは、本件事故により、原告ら共有の F に関して、下記の損害を被った。

ア 治療費 145万2310円

(ア) G 動物病院での治療費 76万3560円

a 平成17年9月25日から同年12月11日までの入院治療費
73万5000円

b 平成17年12月16日から平成18年1月27日までの通院治療費及びその振込手数料 2万8560円

(イ) I 動物病院での治療費(平成18年4月9日から平成19年12月18日までの通院治療費) 17万1485円

(ウ) J でのリハビリ
治療費(平成18年4月8日以降の利用についてのカウンセリング及びプールリハビリ費, 入会金, 月会費, セラピーチケット代等)
51万0515円

(エ) K 動物整形外科病院での検査費 6750円

イ 将来の I 動物病院での治療費 14万1750円

針治療及び後肢麻痺(排尿感覚麻痺)により生じる褥創や感染症など症状悪化防止のための検査に1月5250円を必要とする。ラブラドルレトリバーの平均寿命が約13歳であるため、F が13歳となるまで(残2年3か月)、治療が必要である。

5250円×27=14万1750円

ウ 入院雑費, 介護用具代, 雑費(本件事故発生日から平成19年12月末日までの分) 29万0918円

エ 将来の雑費 13万5000円

F は、今後も排尿障害及び排便障害のためにちり紙や紙おむつなどが
必要であり、平均余命（残2年3か月）まで、1か月5000円として、
13万5000円が損害となる。

$$5000円 \times (12 \times 2 + 3) = 13万5000円$$

オ 交通費 14万8280円

(ア) G 動物病院につき6840円

通院回数3回のガソリン代（片道76キロメートル，1キロメー
トル15円で計算）

$$76 \times 2 \times 3 \times 15円 = 6840円$$

(イ) I 動物病院につき9万9530円

平成18年4月9日から平成19年12月18日までの交通費

a 通院回数27回のガソリン代（片道103キロメートル，1キロメ
ートル15円で計算） 8万3430円

$$103 \times 2 \times 27 \times 15円 = 8万3430円$$

b 有料道路利用料金 1万6100円

(ウ) J につき4万1910円

通院回数127回のガソリン代（片道11キロメートル，1キロメ
ートル15円で計算）

$$11 \times 2 \times 127 \times 15円 = 4万1910円$$

カ 将来の交通費（ I 動物病院についての平均寿命までの通院交通費）

9万6930円

1回の交通費 3590円

（内訳）

有料道路代 500円

ガソリン代 3090円（片道103キロメートル，1キロメー
トル15円で計算。103×2×15円）

2年3か月間分 3590円×(12×2+3) = 9万6930円

キ 通院・自宅付添看護費 228万円

Fは、本件事故により膀胱麻痺となり排尿障害がある。そこで、膀胱炎を予防するために、平成17年12月11日にFがG動物病院から退院してきてから、毎日、1日8回から9回ほど原告らによって圧迫排尿をしなければならない。また、Fには排便感覚もないため、いつ排便するかFにも分からず、Fの便を原告らが処理しなければならず、便で汚れた毛布などを原告らが洗濯しなければならない。そして、Fは後肢麻痺により自分で動き回ることができないため、常時介護が必要な状態である。さらに、通院する際には、原告らが車を運転して病院まで連れて行かなければならない。よって、通院・自宅付添看護費として1日3000円が相当であり、平成19年12月末日までの約25か月間の通院・自宅付添看護費として228万円の損害が生じている。

3000円×(365×2+30) = 228万円

ク 将来の通院・自宅付添看護費 246万円

Fは、今後も常時介護が必要な状態であり、平均余命(残2年3か月)までの付添看護費として1日3000円が相当であり、将来の通院・自宅付添看護費として246万円が損害となる。

3000円×(365×2+30×3) = 246万円

ケ 慰謝料 200万円

原告らは、Fをわが子同然にかわいがって育ててきたものであり、本件事故によりFが後肢麻痺、膀胱麻痺になり、通常的生活を送ることができなくなったばかりか、原告らは、Fを常時介護しなければならず、原告らもFの痛ましい姿を毎日見ることになり、多大な精神的苦痛を被っている。また、本件事故を起こした被告Cからまともな謝罪はなく、原告らの精神的苦痛を増大させている。よって、本件事故による原告らの

精神的損害に対する慰謝料としては200万円が相当である。

コ 弁護士費用 90万0518円

(2) 治療の必要性・相当性等について

F は、本件事故により第2腰椎圧迫骨折による後肢麻痺となったが、獣医師による適切な治療及び介護を受けなければ死亡していた可能性もあり、

F の生存のためには入院等による治療が必要であった。I 動物病院やJ でのリハビリ治療により、F の後肢は回復に向かっており、リハビリ治療の必要性があることは明らかであり、これを継続することは相当である。

F には膀胱麻痺による排尿障害があるため、膀胱炎のコントロールのために1か月に1回の尿検査をすることは相当である。

都道府県等が所有者の判明しない負傷した犬を引き取った場合であっても、必要に応じて治療を行うこととされており、動物の保護は国民的に承認されており、動物が法的評価として物であることを理由に治療費すら否認することは明らかに失当である。

原告らは、本件事故以降、F に獣医師による治療を受けさせ、またF に対して付添看護をしてきた。この対応は、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護法」という。）に適合する行為である。逆に言えば、原告らが、F に対して治療を受けさせずに放置したり、F の付添看護をしなければ、動物虐待として刑事罰に処せられる可能性がある。上記治療及び付添看護は動物愛護法に適合した行為であり、これに伴う治療費や付添看護費は、社会一般の観念に従って通常発生するものであり、通常損害として本件事故と相当因果関係のある損害に含まれる。

(被告らの主張)

(1) 原告ら主張の損害はすべて知らないし否認する。

(2) 原告らの心情は一応理解できるが、F はあくまで犬であって人間ではなく、平成9年7月に売買の対象物として原告らによって物ないし経済的取

引対象物として購入され、その取得原価は6万5000円であったものであり、ラブラドルレトリバーの平均寿命は10年から12年とされている。また、Fは、家庭で飼育されている家庭犬であり、介助や興業その他飼い主の経済活動等の用に供されている犬でもない。原告らの思いや主観的感情をそのまま損害賠償評価にも投影させ、法的評価としても人間と同様の価値物としてその損害算定に及ぶことは明らかに行き過ぎである。

犬ないしペットは、その法的評価とすれば、厳然たる物であり、民事上の賠償責任レベルであっても、物としての性質を基本としてその損害の算定を行う対象に過ぎない。

治療費といえども、物に対する修理費と置き換えることは原告らの心情を害するであろうが、法的評価では必ずしも誤りとはいえないというほかない。その取得原価や動物としての法的評価等から、その相当額を大きく超える損害を認定することが、法的妥当性、社会通念上の相当性を著しく逸脱することは明白であろう。本訴請求は、ペットという物に対する損害賠償（物的賠償）のあり方に著しく反するものである。

また、物的損害賠償事案において慰謝料を認定することは否定されるべき（消極的であるべき）という考え方、あるいは人を被害者とする傷害事故においてさえ肉親による慰謝料請求は死亡に比肩すべき場合を除いて認められないという考え方からすれば、飼い主である原告らの慰謝料請求はおよそ法的には認めるべきではない。

損害賠償における相当因果関係のあり方、及び法律上の損害認定は社会通念上の相当性の範囲内で認めるべきとの見地より、本件損害は総合して20万円の範囲で思考するのが相当である。